

奈良県宿泊施設経営支援アドバイザー派遣事業
宿泊施設募集要領

令和6年6月

奈良県産業部産業創造課 宿泊施設誘致係
〒630 - 8501 奈良市登大路町30番地
TEL:0742-27-8872 FAX:0742-27-4473

1 事業の名称

奈良県宿泊施設経営支援アドバイザー派遣事業

2 事業の趣旨

奈良県内の宿泊施設の経営及び高付加価値化の支援を行うことにより、県内既存宿泊施設数の維持及び施設の魅力向上に伴う滞在型観光環境の向上を図ることを目的とする。

3 事業の概要

(1) 事業の内容

ア 派遣先宿泊施設は、奈良県が選定した支援事業者（コンサルタント）による指導及び助言を踏まえて、経営改善又は魅力向上策に取り組む。

【支援事業者について】

〔社名〕株式会社リョケン 〔所在地〕静岡県熱海市和田町16-1

〔代表者〕代表取締役社長 佐野 洋一

〔設立年月日〕昭和48年10月1日 〔資本金〕15,000千円

〔事業内容〕

旅館・ホテル業の調査研究、コンサルティング（設備投資・商品づくり、経営改善支援、診断・調査、人と組織づくり、講演・ワークショップ等）

※支援にあたっては、延べ5日間以上の施設訪問を予定。ただし、派遣先宿泊施設の状況や要望に応じ、臨機応変に対応する。

イ 派遣先宿泊施設における改善の取り組み結果は、支援事業者により事業報告書にまとめられ県へ提出される。

ウ 県は、改善の取り組み結果について県ホームページ等で公表し、他の宿泊施設への参考に供する。

(2) 改善実施期間 令和6年8月から令和7年2月まで

(3) 募集施設数 最大5施設

4 費用負担（派遣先宿泊施設が負担する額）

費用負担無し。（アドバイザー派遣に係る費用は、全額奈良県が負担）

※アドバイザーの提案により各派遣先事業者が取り組む改善事業に係る費用は奈良県の負担対象外。

5 応募資格

応募者は次の要件の全てを満たしていること

- ・奈良県内に所在する宿泊施設（旅館業法（昭和23 年法律第138号）に基づく営業許可を得ている旅館・ホテルであり、主に観光旅行者を対象として営業する施設を経営する事業者であること
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ・会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11 年法律第225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3 年法律第77 号) 第2 条第1 項第2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者でないこと
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと

6 派遣先宿泊施設の選定基準

応募時に提出された書類に基づき以下を勘案し、支援事業者を派遣する宿泊施設を選定する。

- (1) 申請内容と本事業の趣旨との整合性が取れたもの
 - (2) 5社を超える応募があった場合は、下記のとおり選定を行う。
 - ① 中小企業者からの応募を優先する。
 - ② 想定される課題の解決が、当該施設及び地域の発展に、より高い効果をもたらすと判断されるものを優先する。
 - ③ 想定される課題と解決策について、他施設への波及効果が期待できる内容であるもの（経営改善、魅力向上のモデルケースとして、他施設での応用可能性が高いもの）を優先する。
- ※ 上記①～③においても5社の選定が困難な場合は、施設の所在する市町村が分散するよう考慮のうえ選定を行う。

7 スケジュール

- (1) 応募期限 令和6年7月19日(金) 17時 必着
- (2) 派遣先宿泊施設の選定 令和6年7月22日(月)
- (3) アドバイザー派遣開始 令和6年8月(予定)
- (4) アドバイザー派遣完了 令和7年2月(予定)

8 応募の手続等

(1) 提出書類

ア 申込書(様式1) 5部

イ 会社概要、パンフレット等事業者の概要がわかるもの 5部

※その他、事業の実施に必要な書類の提出を求められることがある

(2) 提出方法及び提出期限

・提出方法：下記(3)まで持参又は郵送する

※郵送の場合は、その旨を電話により連絡すること

・提出期限：令和6年7月19日(金) 17時 必着

(3) 提出先

奈良県産業部産業創造課 宿泊施設誘致係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地